

Title	明治初年における殖産政策と在来産業
Sub Title	Industrial policy and indigenous industries in the early Meiji era
Author	尾城, 太郎丸
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1952
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.45, No.6 (1952. 6) ,p.391(29)- 417(55)
JaLC DOI	10.14991/001.19520601-0029
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19520601-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

て、形式的に民主的形態をとつた緩和的勞資關係として定立し、しかもそれが中軸となるに至つたが、しかしそれは一方では原生的勞資關係に制約され、他方では不斷に民主的勞資關係或は抗爭的勞資關係へ發展しようとするものであり、それ故にかかる段階の特質を反映して、態度の關係の複雑な諸類型が規定され、そしてそれらの全てが、明かに戦前に支配して^(註31)いた經營的家族主義と非人格的不信感とによつて根強く絡み合されているところに我國の場合の全般的な特質が認められるように思われる。かくて我國の勞資關係は今後も屢々「菊と刀」の背反的態度によつて色彩られざるを得ないことであろう。

(註29) 終戦直後から二二年頃までの勞働攻勢の時期における勞資關係の特徴については、拙著「經營協議會論」七八頁以下参照。

(註30) 戦後における我國の廣汎な原生的勞資關係に關する資料としては、中央勞働學園大學の水産廳への委託調査報告「揚縁網漁業勞働調査報告」(二六年三月)、勞働醫學心理學研究所の林野廳への委託調査報告「林業勞働賃金に關する研究報告」などがある。

(註31) この特徴を、藤林敬三教授はその著「勞資關係論」で「醇風美俗的理念」と「勞働者の主體的性格の矛盾性」として指摘されているが、その基本的根據は我國の低賃金體制そのものに求められるとされ、我國の勞資關係の特質を「低賃銀勞資關係」と呼稱されている。

(註32) ルース・ベネディクト「菊と刀」(邦譯、上卷) 十二頁参照。

(附記) 本稿は三十六年度文部省科學研究費による「我國における勞務管理の實證的研究」の第一次研究の一部である。

明治初年における 殖産政策と在來産業

尾城 太郎 丸

- 一 まえがき
- 二 先進資本主義の壓力
- 三 殖産政策とその成果
 - (A) 機械紡績業の形成
 - (B) 在來織物業の近代化
- 四 在來織物業の轉換
 - (A) 在來綿業における原糸部面の變革
 - (B) 十年代前半期の繁榮とその意義
- 五 「段階」の問題

日本における産業資本の成立期は、綿業においても又絹業においても、産業革命の早熟的進行の結果、機械制工場工業の商品が國內市場を支配し産業資本の再生産軌道の基礎が確立した明治二十年——三十年とされている。^(註1)ところでこのような産業資本は、西歐に見られるような、小營業——マニユファクチュア——大工業と云う發展経路を辿つて生長したものでなく、明

明治初年における殖産政策と在來産業

治絶對主義政府の殖産興業政策の下に、外國機械技術の移植によつて最初から工場工業として發足したところの産業資本であつた。

従つてそれは、明治初年の日本が徳川封建社會より受け継いだいわゆる固有の在來産業とは、さし當り直接の關係をもたなかつた。しかもこの在來産業は、當の殖産政策の主體である明治絶對主義を生み出したところの、商品經濟のブルジョアの發展の高さを代表していたのであつて、これなくして幕末維新期乃至明治初年の日本を考へることは出来ない。これは、明治政府の殖産政策と固有の在來産業との矛盾を意味する。

しかも明治初年と云う時期は、これを世界的に見れば、西歐の先進資本主義が既に産業資本の爛熟期に到達し、東亞地域への植民活動も漸次帝國主義的色彩を帯びつつあつた時期であつて、資本主義のかかる世界的趨勢が、當時の日本に先進資本主義のための後進市場としての性格を與えたことは否定出来ない。云ふところの「矛盾」も、こうした歴史的な條件によつて媒介された矛盾に外ならない。

この矛盾の具體的な形態を、明治初年の經濟過程の内に求めることが本稿での目的である。我々は、これによつて、在來産業の經濟段階の高さを確認するとともに、この在來産業が、日本資本主義そのものとは如何なる關係にあつたかを考へて見た

ここでは、綿業を主たる材料として、紡績業及び織物業の近代化の問題を、今述べた視角から分析することにする。

(註1) 一般に産業資本はそれが消費資料生産部門のみでなく、生産手段生産部門をも把握することによって、始めてその再生産的基礎が確立するのであつて、日本の場合には、この時期は山田盛太郎氏によつて、略々明治三十年—四十年の頃とされている(「日本資本主義分析」一頁)。しかし、歴史的には、産業革命の舞臺となつたものは、先づ消費資料生産部門、なかんづく衣料生産部門であり「資本」そのもの、發展の見地からすれば、綿業や絹業と云つても單に個々の産業部門としてでなく、産業資本全般を集約的に表わすものとして考えなければならぬ。

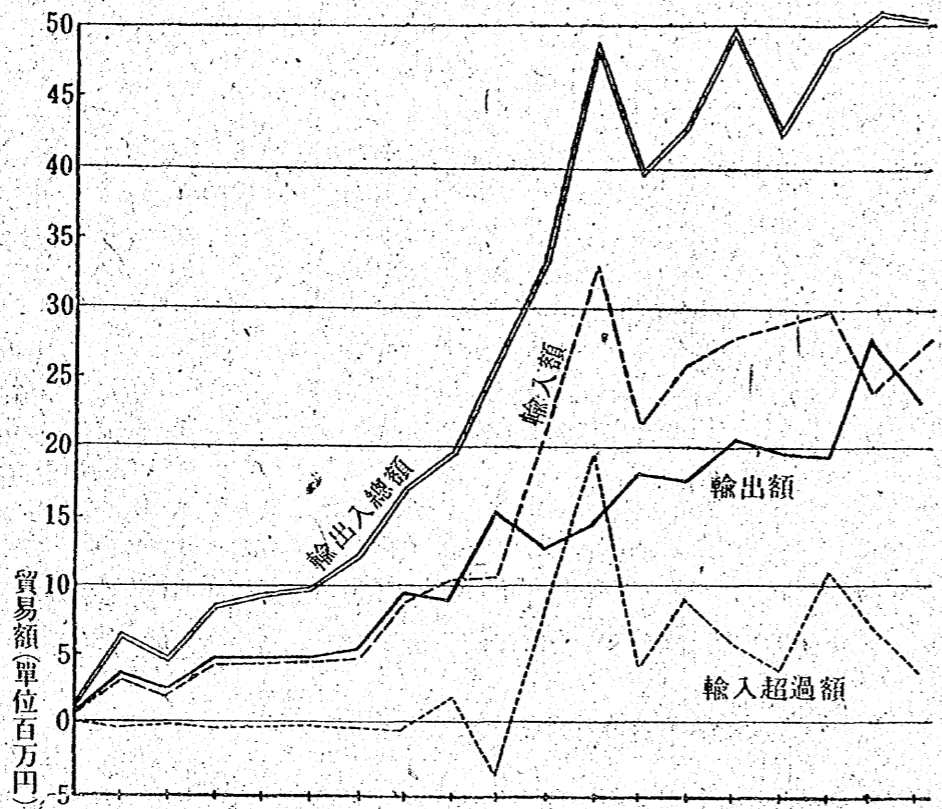
二

一八五九年(安政六年)の開港は、資本主義の世界市場の最終の環が、東洋の一角において結ばれたことを意味するものであつて、一小封建國家日本は、商品經濟のかかる高い段階に對抗すべき諸條件の未成熟なるままに、この世界市場の中へ捲き込まれて行つた。しかも、未成熟なりとは云え、明治維新の變革を自らその内に準備し得た經濟段階の高さ、そして諸階級のあり方、更に先進資本主義諸列強の東洋侵略に對する民族革命

的反抗の壓力によつて、彼等の植民政策が修正を餘儀なくされたこと(井上清氏「明治維新」日本現代史第一卷、二〇三—七頁)、これらの諸要因が、幕末の日本をして、政治的半植民地化の危機を免れしめたのであるが、市場關係を通じての經濟的危機は寧ろ深まつて行つた。
すなわち、開港當初の輸出額の上昇(生糸輸出の増大による)は二、三年にして忽ち停滞し始め、これに對して、一八六六年(慶應三年)の改稅條約による從價稅五分と云う植民地的低關稅によつて、輸入額は急増し、維新以後は從來の出超が入超に轉じて貿易規模は飛躍的な擴大を遂げ、年々の正貨の海外流出は維新政府の耐え難い重荷であつた。
以上の趨勢を一般的な指標によつて示せば次表の如くである。

しかもこの輸入額の内、綿關係品の占める比率は、明治元年より十三年迄の時期においては、輸入總額の三割乃至四割に達し、(第二表参照)それらの大部分は英國製綿糸及び金巾であつた。
更に明治元年より十年に至る期間の輸入價額の合計について見ると輸入綿糸と綿布との輸入品總額に對する比率は、前半の五年間合計では何れも一六%であるのに、後半の五年間合計ではそれぞれ一五%及び一九%に轉じ、綿布輸入額は綿糸のそれに較べて相對的にも絶對的にも著しく増大している。(第三表参照)

[第1表] 幕末維新期の我國外國貿易額表



年次	輸入額	輸出額	輸入超過額
一八五九(安政六年)	7.6	1.0	6.6
一八六〇(文久元年)	7.5	1.0	6.5
一八六一(文久二年)	7.4	1.0	6.4
一八六二(文久三年)	7.3	1.0	6.3
一八六三(文久四年)	7.2	1.0	6.2
一八六四(文久五年)	7.1	1.0	6.1
一八六五(慶應元年)	7.0	1.0	6.0
一八六六(慶應二年)	6.9	1.0	5.9
一八六七(明治元年)	6.8	1.0	5.8
一八六八(明治二年)	6.7	1.0	5.7
一八六九(明治三年)	6.6	1.0	5.6
一八七〇(明治四年)	6.5	1.0	5.5
一八七一(明治五年)	6.4	1.0	5.4
一八七二(明治六年)	6.3	1.0	5.3
一八七三(明治七年)	6.2	1.0	5.2
一八七四(明治八年)	6.1	1.0	5.1
一八七五(明治九年)	6.0	1.0	5.0
一八七六(明治十年)	5.9	1.0	4.9

(名和統一氏「日本紡績業の史的分析」87—88頁の表より作製)

これは、外國資本の後進市場に對する攻撃の重點が、綿糸市場から綿布市場へ移行して來たことを表わすものであり、わが日本の從屬の程度はそれだけ深まつたことを意味する。明治十三年に開かれた綿糖共進會の報告が「我外國互市をして最も歎まじむるものは外産綿糖に若くはなく云々……」(勸農局、勸商局「綿糖共進會報告」第二號、明治十三年刊、一頁)と記しているのも、こうした現實の率直な承認であつた。
しかも、それが單に「外國互市」の問題でなく、國內産業の存否に係わる問題であつたところに、危機の危機たる理由があつた。
外産綿糸布の滔々たる流入は、在來産業(綿業)に大き

明治初年における殖産政策と在來産業

〔第2表〕 明治元年—13年綿關係品輸入額表

年次	A 總輸入額	B 關係品 輸入額	B/A %	C Bの内綿糸	C/B %	Dの内物	
						Bの織	D/B %
明治元年	10,639,072	4,204,484	40.40	1,239,580	29.50	2,542,980	60.50
2	20,783,633	7,132,134	34.80	3,418,148	47.90	2,622,960	36.80
3	33,741,627	8,141,327	23.90	4,522,194	55.60	2,982,310	36.60
4	21,916,728	9,256,256	42.20	3,510,141	38.00	5,525,035	59.70
5	26,174,815	10,312,614	39.40	5,335,141	51.70	4,888,032	47.00
6	28,107,390	9,276,491	33.00	3,400,225	36.70	5,609,483	61.30
7	23,459,572	10,072,285	42.90	3,573,257	35.50	5,404,653	53.70
8	29,975,552	9,482,666	31.60	4,058,036	42.80	5,045,684	53.20
9	23,964,541	9,529,464	39.80	4,151,664	44.70	4,908,151	51.50
10	27,420,093	8,714,362	31.80	4,084,714	46.90	4,195,136	48.10
11	32,834,346	12,526,121	38.10	7,205,931	57.50	5,007,538	40.00
12	32,836,295	12,122,012	36.90	6,179,857	50.90	5,831,578	48.10
13	36,620,415	13,401,885	36.60	7,700,477	57.50	5,523,015	41.20

(大藏省「外國貿易46年對照表」, 服部之總氏・信夫清三郎氏
共著「明治染色經濟史」54頁參照)

〔第3表〕 明治元—10年綿關係品
輸入價額内譯

輸入品目	明治元年—5年		明治6年—10年	
	實數	比率	實數	比率
輸入品總價額	113,229,881	100%	132,940,418	100%
内 綿關係品	39,046,769	34%	47,075,267	35%
棉花(線綿)	2,430,676	2%	2,601,496	1%
綿糸	18,054,778	16%	19,310,106	15%
綿布	18,561,315	16%	25,163,106	19%
内金巾	13,739,927		16,394,089	

前掲「46年對照表」224頁以下
(小林良正「日本資本主義の生成と
その基礎」137頁參照)

誌「明治十七年刊、二二—二三頁」、曾つて京奥綿や美濃結城、
機留島等の原料糸に使用された紀州綿も、輸入洋糸に駆逐され
て當地方の綿糸生産は廢絶し、従業者は轉廢業を餘儀なくされ
た(「聯合紡績月報」第四號、明治二十二年刊、一一—一二頁)。
農民層の分解が、國內でなく國外の資本によつて既に惹き起さ
れていた。

かかる「洋糸侵入の防遏に當るものは洋式機械製にあらざる
ば得て之を能くす可ら」ざること(「綿糸織物漆器共進會報告」
第二區第二類綿糸、二頁)は明らかであつたが、當時の國內機
械製綿糸の産出額は、二府五縣七工場(十一年度既設及び開設
豫定のを合わせて)の合計が、同年の綿糸輸入額の僅か
二・八%に過ぎないと云う状態であつた。(前掲「綿糖共進會
報告」第一號、明治十三年刊)。

ここに、民間資本の形成を俟たずして、上からの近代化を早
急に實現すべき「殖産政策」が明治政府の當面する課題となる。
(註1) この經濟段階の高さについては、最近の「明治維新
史研究」の成果は注目すべきものがある。論者の見解
には、それぞれ日本資本主義に對する構造的理理解の相違
が前提されているようであるが、私は、絶対主義の問題
との関連の下に、幕末維新期の日本の經濟段階を「小營
業段階」と規定した堀江英一氏の見解に、一應従つた
(方法的には問題とすべき點を藏してゐるにしても)。

明治初年における殖産政策と在來産業

だし明治二十年代の氏の理解の仕方には賛成し難い。
この點は後述する。

(註2) 英國よりの輸入綿糸及び生金巾の價額は、明治三年
には、それぞれ約二、八五〇千圓(綿糸輸入額合計の六
三%)及び二、七四〇千圓(生金巾輸入額合計の九二%)
であり(「英國博覽會見聞録」明治文化全集第九卷、經濟
篇一七三—一四頁)、十三年においても、それぞれ約六、七
五〇千圓(八八%)及び二、二〇五千圓(九九%)であ
つた(「第三帝國統計年刊」十七年刊三〇二頁)。

明治初年における政府の殖産政策は、紡績業と織物業とに従
つて、それぞれ機械紡績業の形成及び在來産業の近代化と云う
二つの系列に分けて考へることが出来る。

(A) 明治政府は、既に四年の廢藩置縣、六年の地租改正、七年
—九年の秩祿公債及び十年の金祿公債の交付を経て、資本の
本源の蓄積の準備工作を一應完了し、他方で大藏卿松方正義を
中心として、棉作獎勵策(原棉の自給)を基礎に、綿糸紡績業
の開發計畫を進めていたが、前述したような「憂慮すべき」事
態に直面して、急遽その實現を見たのであつた。

〔第4表〕 政府保護に基づく機械紡績工場設立表

方法別	紡績所名	所在縣名	開業年度	錠數	職工數	原動力	馬力	經營者の系譜
A	廣島紡績所 愛知	廣島 愛知	13年	2,000	101	水力	25	
			14年	〃	88	〃	30	
B	玉島 市川 三重 下村 豊井 島田 長崎 下野 遠州二俣紡績會社	岡山 山梨 三重 岡山 奈良 静岡 長崎 栃木 静岡	15年	4,000	207	汽力	20	地主 醸造業者 問屋 醸造業者 貿易商(問屋) 問屋 地主
			〃	2,000	46	水力	30	
			〃	〃	102	〃	〃	
			16年	〃	58	汽力	54	
			〃	〃	48	水力	30	
			〃	〃	〃	〃	〃	
			〃	〃	〃	〃	〃	
C	桑原紡績所 宮城 名古屋	大阪 宮城 愛知	15年	〃	80	〃	18	地主 搾油業者 問屋 兩替商
			16年	〃	〃	〃	40	
			18年	4,000	108	汽力	88	
D	姫路 澁谷 岡山	兵庫 大阪 岡山	11年	2,000	〃	水力	15	問屋高利貸 地主醸造業者 綿問屋 舊藩主
			13年	3,000	150	汽力	30	
			15年	2,000	138	〃	20	

(註) 絹川雲峰氏「本邦綿糸紡績史」第2、3巻
 「第三次農商務統計書」19年刊
 (信夫清三郎氏「近代日本産業史序説」
 89~90頁)

A 官營模範工場
 B 紡績機械の年賦拂下工場
 C 代金立拂
 D 其他

即ち、十年には、マンチェスターより政府の購入したミュール紡績機二組をもつて、愛知、廣島の二棉作地に官營模範工場を設置し、十三年には、全國の綿業地帯十箇所に紡績所を設立し、華士族授産金によつて英國より購入した紡績機十基を、無利息年賦償還の方法によつて民間に拂下げる措置をとり、十五年以後には、紡績機代金の政府立替拂による三紡績所が設立された。以上の結果創出された紡績工場は次表の如くであつた。

ところで、こうした殖産政策の結果は、その主觀的意圖の如何に拘わらず、そこに産業ブルジョアが形成されることとなつたが、前表からもわかるように、彼等の多くは、他方では同時に地主(醸造業、搾油業をも兼營)、問屋、高利貸、乃至はそれらを兼ねるものであり、あるいは舊藩主(岡山紡績の池田侯)であり、以上の紡績所に對して、初めから民營の形態をとつた大阪紡績會社の場合も、その株式資本は凡て、華族や東京大阪の大商人の拂込みに依存した(金祿公債や前期的資本の産業資本化)。

このような性格をもつ資本による機械紡績業は、従つて、在來綿業の内部から生み出されたものでなく、又在來綿業の經濟段階を顧慮して創出されたものでもなかつた。ここに、この機械紡績業と在來綿業との間に、種々の困難な問題が生じたことは當然であつた。輸入技術を移植したばかりの殖産政策は、又もやこれらの問題を自己の課題とせざるを得なかつた。

先ず第一の問題は、機械紡績業が原棉問題として提起した、紡績生産力と内地棉作生産力とのギャップである。しかもそれは、單に棉花の生産量の問題ではなくして、寧ろその品質の問題であつた。つまり、元來が、纖維の長い米國棉やエジプト棉の紡績に適したミュールやリングを、いきなり、纖維が短く毛の剛いわが内地産棉花(手紡用としてはこれが適していた)に使用したために、輸入紡績の高い生産力が減殺され、所期の効果を擧げ得なかつたことであつて、この問題の解決は、原棉政策が當初の國內自給より海外依存(印度棉花の輸入)へど切換えられることなくしては不可能であつた。機械紡績業の確立は、在來綿業の内の原料部門であつた棉作の否定——原棉市場よりの國內棉花の驅逐、棉作農民の分解(二十九年の棉花輸入關稅撤廢を劃期とする)の上に實現されたのであつた。

第二には、製品市場(綿糸市場)の形成過程における在來綿業との抗争である。

第一の問題の必然的結果として、内地産棉花を原料とした機

明治初年における殖産政策と在來産業

械製綿糸は、自らその糸質に制限があり、十年代においては十番手——二十番手の太糸紡出が一般であつて、それは未だ細番手の輸入高級綿糸(四十二年番手ギンベイ糸)の敵ではなく、「寧ろ本邦手績糸と競争し、所謂兄弟壻に闘」ぎつつあると云う有様であつた(「紡績月報」第十一號、明治二十五年五月刊一頁)。

手紡糸は、前に觸れたように、輸入綿糸に壓倒されて既に衰退しつつあつたとは云え、例えば、棉作II手紡II手織の三工程が農家副業によつて一貫して行われていた三河木綿などのような、小營業の窮迫生産からたらされる労働力の濫費による、廉價な木綿の販賣は、若い紡績業から見れば、在來綿業の侮り難い抵抗であつた(「綿糸集談會記事」名和氏前掲書一〇〇—一〇一頁)。

しかも當初の棉作奨励策に刺戟されて、内地棉花産額は、繰綿換算額で明治七年の二〇、三二二、六〇三斤(「綿糖共通會報告」第二號九頁)より三十年の四八、九七五、〇四〇斤(農商務省「棉花ニ關スル調査」一、〇一二頁)へと約二倍半の増大が見られるに拘わらず、十七年においてわが國の紡績所で使用された棉花は、産出量の僅か、二、三割に過ぎず(しかも當時の繰綿輸入額——この大部分は紡績所が消費した——は國內産額より遙かに少かつた)、残り未だ手紡者の需要に當てられていたと言われる(十七年に開催された紡績聯合會席上における

る工務局員荒川新一郎氏の報告による(前掲「紡績月報」第十一號)。

しかし、こうして殖産政策による機械紡績業の行手を阻んでいた手紡糸も、二十年代に入れば分解の一途を辿るに至る。

例えば、二十一年の「大阪府農事調査」(府下二十七郡)によれば、西成郡においては、「從來各村に於て婦女子の餘業とせる糸紡ぎは、近來各所紡績會社に起るに従ひ……從來は百匁の糸を紡げば八錢を得たるも、今は其の三分の一にも足らざるの程に」賃錢の下落を來し、東成郡においては、「糸紡ぎ就業人員凡女子千四百二十人、一ヶ年収入金二千九百九十圓、雨中若しくは夜間に婦女子の取る所の糸紡ぎ亦機械紡績の爲に大いに其數を減じ、男子は諸工場其他に、女子は寸製造其他の新事業に漸次轉業」するに至り、又住吉郡においても、「婦女子の如き從來糸紡ぎをなしたるもの紡績場の雇ひとなり、又は段通織物に雇はれ」るものが増加した。更に二十四年ともなれば、「原棉高價にして紡績糸の割合に低廉なるより、自製手繰取りの到底引合はざるを感じ、……傾に之を廢絶し、全國を通じて凡七割を減少」し、「就中攝津地方の如きは、殆ど地を拂つて跡を存せざるに至」つた(大藏省「外國貿易概覽」明治二十四年刊三六〇頁)。

在來綿業の内で、機械製綿糸に抵抗したものは手紡糸のみではなかつた。和製機械取綿糸——いわゆるガラ紡糸も亦そうで

あつた。ガラ紡糸は、輸入紡機とは關係なく、在來の手紡技術を基礎として考案された「臥雲紡器」をもつて、主として國內産棉花を原料として紡出されたものであつて、その生産形態は集合工場制度と呼ばれる小規模マニファクチュアであつた。

そしてこのガラ紡は、發祥地の愛知縣額田郡を中心として十年代に急速に普及し、十三年には額田郡で三五戸の工場經營者(農商務省「三河水車紡績業ニ關スル調査」二三頁)、東京府下に一五〇戸、關西では堺に五名、岸和田に一〇名餘、河内和泉に數十名の經營者を出し(前掲「綿糖共進會報告」八九—九三頁)、十八年には、その産地は、愛知を初め、京都、大阪、神奈川、新潟、三重、靜岡、岡山、山口、佐賀、宮城、茨城等全國の諸府縣に及んだ(「繭糸織物陶漆器共進會報告」第二區第二類綿糸、明治十八年二月刊一〇頁)。これを鍾數について見れば、二十一年に愛知縣のみで二三四、七〇〇鍾(同年における全國の機械紡績鍾數二二三、八〇〇)(前掲「三河水車紡績業ニ關スル調査」七頁)を數え、その生産額においても次表の如き大いさを示した。

既に指摘したように、手紡糸(小營業)が機械製綿糸(大工業)の壓迫に對して必死の抵抗を試みている間に、他方でこの手紡糸の手工技術を、同じく在來綿業の内部から克服しようとするガラ紡糸(マニファクチュア)が、國內綿糸市場において機械製綿糸と角逐したと云ふ事實は、明治初年における在來

〔第5表〕 機械紡績糸及びガラ紡糸産額對照表

年次	A 機械紡績糸	B ガラ紡糸	C 合計	A/C	B/C
明治18年	792,157	99,942	892,099	88.8%	11.2%
19	778,433	268,298	1,106,731	74.4%	25.6%
20	1,190,773	33,004	1,523,777	78.1%	21.9%
22	3,358,042	375,371	3,733,413	89.9%	10.1%

(Aは愛知縣のみの産額、Bは愛知縣のみの産額、Cは愛知縣のみの産額、A/Cは愛知縣のみの産額、B/Cは愛知縣のみの産額)

綿業の生産段階の高さを物語っている。けれども、こうした下からの發展もその壽命は短かつた。すなわち、十八年末、名古屋地方に大仕掛の西洋機械紡績會社が續出し、その漸く盛なるに反して、和紡績糸はその逆境を來し(愛知縣史「上巻第十篇、大正三年刊、二二頁)、二十二年頃迄は、三河水車紡績業者の製造した綿糸は、尾張國知多郡を初めその他近國の

至る三年間に、ガラ紡業者の廢業するもの六百餘名、鍾の減少十五萬餘鍾に達し、生産額も半減するにいたつた(前掲書同頁)(第六表参照—第五表と比較對照のこと)。

〔第6表〕 機械製綿糸及び和製(ガラ紡糸)産額推移比較

年次	A 機械製綿糸	B 和製	C 合計	A/B	B/C
明治25年	8,781	401	9,192	96.7%	3.3%
26	10,490	314	10,804	97.1%	2.9%
27	14,512	206	14,718	97.9%	2.1%
28	17,876	337	18,213	98.7%	1.3%
29	19,946	135	20,081	99.3%	0.7%
30	25,125	436	25,561	98.3%	1.7%

(三瓶孝子氏「日本綿業發達史」86頁より引用)

ところで、こうした機械紡績と在來綿業(手紡及びガラ紡)との競争抗争は、第三節で明らかにならうに、外國紡績資本の國內市場支配と云う條件の下に行われた。従つて機械紡績業の本格的な確立はこの外國資本を國內市場上

晒木綿の横糸として廣く使用されていたが、この年からこれ等地方の織布業者がガラ紡綿糸の使用を廢めて、洋式紡績糸を使用することとなつた結果、三河紡績の製品は忽ち販路に一大澱滯を來し、營業者は非常な苦境に陥つた(前掲「三河水車紡績業ニ關スル調査」七頁)。かくして、二十三年から二十五年に

明治初年における殖産政策と在來産業

ち、政府の紡績業に對する直接の保護政策は十四年を期として變更され、以後工場拂下げによつて民間經營への委譲が圖られるとともに、十五年には紡績聯合會が結成され、後日の獨占資本形成への礎石が確立した。しかも他方では、同じく十四年から始まる資本の本源の蓄積の強行——幣制の整理、銀行制度の整備を楨杵とする——によつて、農村の階級分解が促進され、貧富の兩極的對立が蓄積されて行つた。

こうした前提の上に、二十年に入つてから、ボンベイ系輸入防遏のため、四、〇〇〇鍾以上の細番手紡出に重點が移り、これと前後して、前述した印度棉花の採用が實現し、更に販賣市場としての中國市場が確保され（二十三年の早熟的な第一次恐慌の打開策であつた）、二十七年には綿糸輸出關稅、二十九年には棉花輸入關稅が撤廢される等、産業資本のための一連の諸政策が展開された。そして他方では、今や新たに創出された豊富な勞働力によつて可能となつた、植民地的低賃銀と勞働強化（深夜業）とをもつてする勞働過程の近代化——紡機のミニョルよりリングへの轉換と、これによる鍾數の飛躍的増大と工場の大規模化と——が推進められることによつて、日本の紡績業は早くも大工業時代を迎えたのであつた。

次表に示される、二十三年における國內生産額の輸入額を、同時に輸出の發足、三十年における輸出額の輸入額と云う指標は、これを物語つてゐる。

〔第7表〕 紡績業確立の指標

年次	國內生産額		輸入額		輸出額
	數量	比率	數量	比率	
明治21年	9,956	17.4	47,439	82.6	—
22	20,987	32.9	42,810	67.1	9
23	82,078	50.1	31,908	49.9	32
24	48,062	73.5	17,337	26.5	32
25	62,482	72.0	24,308	28.0	315
26	64,427	76.9	19,405	23.1	3,588
27	90,444	85.0	15,942	15.0	3,582
28	114,148	88.7	14,591	11.3	12,974
29	128,353	86.5	20,014	13.5	42,034
30	162,082	99.1	16,090	0.9	—

〔註〕「農商務統計書」28年度
「内外綿業年鑑」昭和10年版前掲「46年對照表」

ここに、綿糸の國內自給を標榜した當初の殖産政策の目的は、國內市場の創出確保と云う成果を伴つて達成された。

以上を要するに、殖産政策の第一系列と在來産業（綿業）との矛盾は、大工業（紡績業）と小營業（棉作、手紡）との生産力の段階的ギャップとして現象し、この矛盾は、前者が後者を分解し驅逐して、そこに自己のための勞働力（紡績女工）を作り出すことによつて解決された。かかる近代化が、明治絶對主義政府の主導によつて、いわば「上からの」資本主義として、

しかもミニョフアグチュアを跳び越えた機械制工場資本をもつて一擧に遂行されたことは、正に日本資本主義の全機構的な特質とも言ふべきものである。

しかし、こうした「上からの」大工業が、よく外國資本の壓力に抗してこの國に根を下すことが出来たのは、殖産政策そのものに係ることではなく、「資本」本來の變革的な近代的機能に係ることであつた。

ところが、在來綿業の今一つの部門である織物業の場合は問題がやや複雑であつた。我々は、先ず殖産政策の側からこれを考察して見る。

〔註1〕 岡村勝正翁「紡績懷舊談」昭和六年刊、三六一—四二二頁。瀧澤榮一氏談話「石川安次郎、弧山の片影」二二〇頁。

〔註2〕 土屋喬雄氏「瀧野川鹿島紡績所の創立經營事情」——本邦最初の民營紡績工場（經濟學論集第三卷、第一〇號 八七一—八頁）、前掲「紡績懷舊談」四二—四四頁、「日本綿作要説」一一〇—一一二頁。

〔註3〕 聯合紡績會社の原綿消費量は明治二十二年の二千六百萬斤から二十五年の六千七百萬斤、二十八年の一億四千萬斤へと飛躍をとげたのに對し、日本綿のそれに占める割合は、それぞれ、二五%、八%、二%と激減を辿つた（「紡績月報」第一〇號、明治二十五年四月刊、五八頁。及び「大日本綿糸紡績同業聯合會報告」第四八號、

明治初年における殖産政策と在來産業

明治二十九年九月刊、一九頁。

〔註4〕 「臥雲紡器」は長野縣筑摩郡の人臥雲辰致によつて發明され、第一回内國勸業博覽會（明治十年）に出品して好評を博したもので、器械の裝置は圓筒の中に原綿を入れ、これを廻轉しながら糸を引出すと云う簡単なもので、到底精緻な輸入紡機の比ではなかつたが、それでも明治十年に、手廻し又は足踏で一臺三十鍾を備付ける紡器でさへ、一人一日の紡出額三百匁と云われ（「綿業」第二卷、第二號四三頁、「綿糖共進會報告」九三頁）、これを幕末の手紡「早車」で一人一日の紡出高五十一匁と較べれば正に在來綿業における技術革命とも言うべきものであつた。

〔註5〕 これは數人の獨立ガラ紡業者（彼等の多くは、一—三臺の紡器を所有し家族を含む二、三人——五、六人の勞働者を使用する小營業主乃至小規模ミニョフアグチュア主であつた）が、水車動力と工場とを賃借するために「家主」の下に一箇所に集つて、經營に従事したものであつて、愛知縣の額田郡東加茂郡等に典型的に見られたが（農商務省「三河水車紡績業ニ關スル調査」二二頁、四八—四九頁）、この形態は、イギリスの産業革命過程にあらわれたコヴェントリー市の絹織物業における「住込工場制度」に對比されている（信夫清三郎氏「近代日

本産業史序説「一〇二—一〇三頁」。

(註6) 生産手段及び生活手段から切離された労働力が存在すると同時に、他方でこの労働力を購買する貨幣的富のある程度の蓄積が前提されて、資本家的生産方法はその歴史の出発が可能となる。周知のようにわが國の原始的蓄積は、西歐に見られるような二重の意味での自由な労働力を生み出すことは出来なかつたが、その代り「小作人」プロレタリアート」と云う特殊な形態の労働力を作り出した。この間の経緯は、明治十年代より二十年代へかけての自作農の中層及び下層の分解、小作農の兼業化更にはそのプロレタリア化の傾向の増大と云う指標によつて示される(詳しくは、平野義太郎氏「日本資本主義社會の機構」七一—七二、七六、八三、八四頁参照)。貨幣財産の蓄積においてわが紡績業が如何に恵まれていたかは、明治二十年から明治二十三年に至る四年間において、各種事業に投下された資本金四千百餘萬圓の中紡績業にかゝるものが千五百餘萬圓(三六%)に達したことから明瞭である。「大日本綿糸紡績業沿革記事」名和氏前掲書一〇三頁)。

(B)

殖産政策の第二の系列は、在來産業(織物業)の近代化であ

殖産政策をしてこのよゝな形態をとらしめた根本的な要因は、在來織物業それ自體の内に存在していたのであつて、殖産政策のそれへの順應形態がかかる方式に外ならなかつたのであるが、しかも、在來織物業への輸入織機(バツタン、ジャカード)の普及と、それによる生産形態の變革、生産額の増大による國內市場の回復(輸入綿布の防遏)と云う諸事實を、殖産政策の側に立つて眺めるならば、それは、殖産政策が在來産業を把握して、これを自己の體系の内に再編制して行く一つの過程と云うことが出来る。

だから我々は、暫らくこの過程を辿つて見なければならぬ。バツタンの輸入経路には二つあつたと云われている。一つは、一八七二年(明治六年)のウィーン萬國博覽會から持ち歸つて、東京山下門内の勸業試験場に陳列されたものと、今一つは、明治五年に京都府より派遣された織物傳習生が移入したものであつて(佐々木信三郎氏「西陣史」昭和七年刊、二八八—二九四頁)、この第二の場合には、彼等の持ち歸つたバツタンは、同じくジャカードや金屬製箆とともに、同年京都三條河原町の織工場(京都府營)に設置され、この織工場のリードによつて、バツタンが全國の機業地に普及したのであつた(横井時冬氏「日本工業史」改造文庫版一七三頁)。

(1) 先ず膝下の西陣では、バツタンは、いわゆる「ハジキ框」として横造されて、十年を前後して木綿部門に先ず普

明治初年における殖産政策と在來産業

つた。既に指摘した、外産綿布(金巾を大宗とする)の滔々たる流入を喰ひ止めて、綿布の國內自給を圖ると云う問題は、綿糸紡績の場合より寧ろ緊急を要する課題でさへあつた。すなわち、「近時外國の輸入品綿その首にをり價格の多き六百萬圓に過ぐるものは何ぞ。蓋し内國産出品の足らざるに非ず、その製粗、その價貴く、彼品と相競ふを得ざるによるのみ。……」(興國博覽會參同紀要「中篇三五頁」と言われ、又「……製造物(綿織物)の如きに至りては、何ぞ永く之を歐洲最遠の邦國より購入するを用ゐんや。宜しく速に其工場を起して以て我職工を養ひ、我需要に供すべし。……」(農商務省明治十一年度前況年報「九三—九四頁」と歎せられた。

しかして、かかる要求を充たすためには、從來居坐機(地機)や高機で行われていた織布工程を機械化すること、織機の改革が必須の要件であつた。ところがこの機械化が、紡績業の場合に、ミユールやリングによつて一舉に遂行されたとは異なり、力織機でなくバツタンやジャカードによつて開始されたこと、すなわち手織機(居坐機や高機)に較べれば既に「原始的機械」としての意義を有するが、力織機に對しては未だマニユファクチュア時代の手工技術の限界を越えていないところの、作業機によつて行われたこと、従つて、織物業の場合の殖産政策は、大工業の強力的創出と云う形態をとらなかつたことが特徴的である。

及して行き(佐々木氏前掲書四二三頁)、ジャカードもやはり同じ頃に横造品が出来て紋織部門から採用され、十五年には四、五十臺、十七年には五十臺前後、十九年には四百臺近く(佛式八十臺、埃式三百臺)、二十四年には八百臺、二十七年には一躍七、八千臺となつた(前掲「明治染色經濟史」二二八頁)。

そして、こうした輸入織機の普及に照應して、他方では、二十三年の京都市統計書から服部之總氏が抽出した四十三工場(資本金一千萬圓以上で株式形態をとらない會社工場及び製造場)について見るに、使用織工數二一四人をもつ川島甚兵衛工場を筆頭に、職工數二一人以上のもの五工場、一六人—二〇人のもの八工場、一〇人—一五人のもの二四工場、一〇人未満のもの六工場、一戸當り平均使用織工數一六・六人(同年度の西陣全平均は七・七人)と云う、マニユファクチュア經營の出現と、これに從屬する賃機業の展開と云う生産形態の旋回が見られた(前掲書三〇—三〇八頁)。

(2) 他方で、地方機業地においては、奥州が最も早く、明治九年に織殿(前述の織工場)から傳習生によつて岩手縣勸業課へバツタンが紹介され(農商務省「工務局月報」第二十八號、明治七年八月一八頁)、宮城縣下仙臺の機業家がこれを横造して自家の機業場に設置し、十六、七年頃に

は機臺九十臺を敷え、その中にはフランス製を折衷した器械があり、又山形縣米澤でも同じような織機が使用されていた(『大日本織物協會々報』第三十二號、明治二十二年六月)。

又福島縣の川俣地方へも、九年頃西陣からボタン機が移入され急速な普及を示した(大内共助、山根正一氏共著「川俣羽二重沿革誌」大正六年刊三三頁)。

(3) 輸出羽二重の新興産地たる北陸機業でも、福井縣では、八、九年頃に織工場よりボタン機が移入され、十年にはこれを織機にとりつけた土族マニユファクチュア(集中作業場)織工會社が創立され(河田貫三氏「福井縣物産誌」明治三十五年刊、八四頁以下)、十三年には精織社(同じく集中マニユ)が設立された。そして十八年以降、織工會社のリードによつて輸出羽二重の生産が確立し、當地方で使用されたボタン機臺數は、十四年には縣下で五一臺、二十五年には福井市内だけでも、新調機臺は毎日五〇臺(新規開業者一、六三六名)、増加機臺數八、四〇〇臺に達した(前掲「福井縣物産誌」八四頁以下)。

又石川縣でも、十六年には、小松でボタン機一五臺を使用する機業場(集中マニユ)があらわれ、十九年には、金澤に、機臺數數百臺、従業員數百數十名と云われた大マニユファクチュア興産社(土族授産會社たる金澤擦糸會社

の後身——官費の補助を仰ぐ)、機臺數三〇臺をもつ機業改良會社(地主資金をもつて開業)が起り、町費によつて共同工場を設立した大聖寺でも、やがて輸出羽二重機臺數が、同町全體で一、三〇〇臺を算するに至つた(『石川縣之産業』大正六年刊、七八三頁以下)。

輸出羽二重の新興北陸機業における近代化の「第二の経路」(國家資金あるいは地主資金の産業資本化)は、上からの殖産政策に對應している。

(4) 以上に對して、地方機業地の中でも先進地帯に屬する兩毛地方では、輸入織機の移入普及は却つて遅れていた。すなわち、ボタン機は、十六年に京都より桐生に傳來したが直ぐには使用されず、十八年頃から、輸出羽二重の製織を始めるに至つて(従來の國內市場向染色織物より白織物へ轉換)漸く採用され(岩上龍太郎氏編「桐生商工業案内」明治三十六年刊、五三頁)、ジャカードは第一回内國勸業博覽會を機として桐生、足利に移入されたが、これも實用に供せられたのは、足利では、十八年に輸出向織絹布を織出してより以後であり(荒川宗四郎氏「足利織物沿革誌」明治三十四年刊、一一四—一一五、二〇九頁)、桐生でも、それが普及するのは、二十一年に、佛米折衷ジャカード及び木製織機が創製されて以來のことであつて(「桐生織物史」中巻、昭和十三年刊、三七二頁以下。同下巻昭和十

五年刊四〇五頁)、例えば、三十三年には、獨立機屋で普通織機(高機)三、六七七臺に對してジャカード三、五七八臺、賃機ではそれぞれ一三、八四九臺、一、一二〇臺を敷えるに至つた(『群馬縣織物業沿革調査書』明治三十七年刊)。

そしてここでは、資本家的マニユファクチュア及び資本制家内労働の生産形態が漸く確立されてきた。

以上は主として絹業地帯の例であつたが、次にこれを絹業地帯について見よう。

(5) 先づ河内和泉地方では、白木綿の製織において、十二年頃下機(地機)がチョンコ機(ボタン機)に改良されたが(農商務省「織物及莫大小に關する調査」大正十四年刊一〇九頁)、一般に普及するのは尠くとも十八年以降であり、二十年前後には太鼓機(繰糸の送り出し装置に改良を施したもの)が使用された。

そして、これに伴つて、農家が自己の所有する下機によつて織出した木綿を買集めていた(綿替制)仲買業者が、チョンコ機を買占め又はその製造業者となり、今や改良織機を買得なくなつた農民に出機して賃織せしめる(出機制)と云ふ生産形態の變革がもたらされた。(『大阪府誌』第二卷二七八頁)このような仲買業者は手機屋(織元)と呼ばれたが、彼等はやがて二十年—三十年代になつ

て)この出機制による出糸の損失を防ぐために、自家の土藏や納屋を機業場に改造し、ここへ織子(賃機農民)を通勤させるに至つた(相澤正彦氏「泉南織布發達史」三八頁)。

ここに資本制家内労働の中からマニユファクチュア(狹義)形成への方向が生み出されていた。

(6) 晒木綿の産地として有名な知多木綿においても、十七、八年頃からボタン機の使用が始まり、これによつて織布生産力の著増が見られるとともに、糊付工程が分化して糊付師なるものが生じ(『半田町史』一九四—一九五頁)、これがため問屋(織元)が、繰糸に糊付その他の加工を施して「玉」とし、これを農家に配分して賃織せしめる、いわゆる玉出し賃織が舊來の綿替制に代り、ここでは、小營業の最高形態たる資本制家内労働の強化へと向つた。(藤田敬三氏「下請制工業」一七七一—一七八頁)

(7) 又古い棉作の歴史をもつ三河木綿(宝飯郡蒲郡町、三谷町)においては、藍作の發展、紺屋の形成につれて、白木綿中心(八、九年頃迄)から綿木綿中心(十二、三年頃より)に變り、これによる市場の擴大を契機としてチャンカラ機(高機にボタンを取りつけたもの)が導入され、一部に初期マニユファクチュア的作業場が經營されると同時に他方では二十年以降になつて賃機が展開するのであつ

た。(井西光連氏「日本における産業資本の形成」一五七—一六〇頁)

(8) 伊豫地方では、バツタンの採用は、越知郡(白木綿の産地)の綿ネルでは二十四年(「愛媛縣誌」下巻九八—一〇一頁)、西宇和郡の綿木綿では三十一年頃であつたが(前掲書九六—九七頁)、この時期には、既に綿替制が綿糸交換に推移し、綿木綿においては、綿替商の經營する機織作業場(集中マニユ)が二部にあらわれ、白木綿(いわゆる伊豫木綿)においては、伊豫木綿株式會社が成立して(二十二年)「織成準備工程は全部會社において之をなし、農家の婦女は單に織成のみをなす」(「愛媛縣誌稿」下巻九五—九七頁)資本家的マニユ及び資本制家内労働の形態が支配的であつた。

以上の各機業地に見られた、生産手段(織機)の改革とそれに伴う生産形態の編替制によつて、織物の生産額は急増を遂げ、十八年に至つて、綿織物の國內産額が始めて外國綿布の輸入額を凌駕し(第八表参照)、ここに、綿布の國內自給を目指した殖産政策の意圖は、略々實現されたと云い得る。

ところで、こうした史實を通じて問題となる點は、第一に、殖産政策の實現の仕方が、後進あるいは新興の機業地と先進機業地とは異つていたこと、すなわち、輸入織機の普及は、前者においては比較的早くから始まるとともにそのテンポも著し

〔第8表〕 國內綿織物産額の輸入額凌駕

年次	明治17年	18年
A 内地産額	2,986,448 <small>円</small>	5,344,650 <small>円</small>
B 輸入額	2,488,172	2,884,372
A/B (%)	96.0	185.0

〔56年對照表〕 明治史第4篇「産業史」(明治39年刊)〔「日本資本主義分析」27頁〕

四四 (四〇六) だが、後者では却つて遅れて始まりそのテンポも緩かであつたこと、そしてこれに對應して、生産形態では、前者ではいち早く集中マニユの形態があらわれたのに引きかえ、後者では小營業資本制家内労働の形態が長く尾を引いていたこと、こうした一見逆説的

な事實である。第二には、在來織物業のマニユファクチュアへの生産旋回の本格化するのが、一般的に云つて日本の産業資本の確立期、綿業で言えば、紡績業が大工業時代に入つた二十年—三十年代に屬すると云ふことである。

これらが果して何を物語っているか。これに答えるためには、在來産業自體の動向を明かにする必要がある。

(註1) 但し、明治二十年代に入ると輸入力織機による織物業の大工業化が普及し始める(二十一年には金巾製織會社が、二十二年には天滿織物會社が設立され、二十三年には、大阪紡績會社の織布兼營が始まる等々)「大阪

府誌第二卷五三頁)。織物業の近代化において、これは極めて重要な問題であるが、それは明治初年の段階より寧ろ次の段階、産業資本確立期において採り上げるべきものと思ふ。

(註2) このことは、北陸機業におけるマニユファクチュアの展開が、在來機業規模の擴大によつてではなく、新規開業者(新興の産業資本家ではなく、商人あるいは寄生地主)によつて遂げられたと云う事實からも理解される。石川縣の場合についてこれを見ればa表の通りである。

a

創業年度	明治24年	28年	38年
明治19年迄	4	2	3
20—24年	10	10	13
25—28年	—	—	48
29—32年	—	—	80
合計	14	48	189

(石川縣統計書) (堀江英一氏「近代産業史研究」95頁)

(註3) 明治三十八年における桐生の生産形態はb表の通り

明治初年における殖産政策と在來産業

b

	機業戸數	機臺數	織工數
工場	39 (1%)	590 (10%)	706 (10%)
家内工業	302 (7)	898 (16)	1,115 (15)
織元	119 (5)	417 (8)	542 (7)
賃機業	8,540 (87)	4,202 (75)	4,695 (78)
計	4,080 (100)	6,098 (100)	7,058 (100)

〔群馬縣統計書〕 (堀江氏前掲書 101頁)

(註4) 先進後進と云う區別は、當時の在來産業(織物業)の發展段階を代表するものが何れであるかと云う基準に立つてなされている。だから西陣機業が殖産政策(輸入織機の導入)の影響を受けることが最も早く且つ深いものであつたにしても、これを殖産政策—後進地であるいは新興地の部類に入れることは出来ない。生産形態から見れば、桐生と同じく先進地型であり、又産出額から言つても西陣を除いて在來産業を考へることは無意味である。又奥州機業地の生産形態については特に觸れなかつたが、少くとも十年代では、衣料品の輸入地であつたと

ころから見ても、在來産業全體に占める地位は極めて低かつたものと思ふ。

四

(A)

いままで、我々は、輸入綿糸に對しては手紡糸及び國內紡績糸、輸入綿布に對しては國內産綿織物と云ふ具合に、同一加工部門内部での競合關係に焦點を置いて來た。そして在來綿業の内の手紡は、先づ輸入綿糸により、次いで國內紡績糸によつて分解逐逐されて行つたのであるが、然らばこれらの同じ條件は、織布部門（綿織物業）に對しては、如何なる作用を及ぼしたであらうか。

輸入綿糸のこの影響は、既に安政の開港以來（維新以前）から始まつていた。

例えば、栃木縣の眞岡木綿では、廉價な外産綿糸に壓倒されて、手紡手織工程を農家によつて行つた晒木綿は漸次衰亡に向い、文化天保年間の年産出高三十八萬反から嘉永年間の十二萬反、更に明治五、六年には四萬反、十四年以後は一萬反前後へと産額の激減を示し（「官報」第七七五號、明治十九年二月四日）、製織者は年々他業に轉ずるに至つた（「工務局月報」第三一號、明治十七年一月）。

これは、在來織物業が輸入綿糸に對應し得ずして分解して行

つた例であるが、次に擧げる各機業地では、却つてこの輸入綿糸を自己の發展の契機となし得た。

すなわち、足利織物では、横濱よりもたらされた輸入紡績糸を和綿糸又は絹糸と混ぜて絹綿交織の織物を製出して價値が低廉となり、販路を擴張して各産地を壓倒するに至り（「足利織物沿革誌」九五―九六頁）、武蔵塚越の結城織でも、輸入綿糸を原料糸に使用して巨利を得（「大日本産業資料大系」第五卷五八頁）、同じく川越でも、輸入綿糸を用いて唐機織（輸入綿布）に模して二子織を製出して販路を擴げた（前掲書六六頁）。

又愛知縣一宮地方の絹綿交織物においても、初めは經糸に唐糸（輸入綿糸）を、緯糸に和糸を用いた和唐物を出し、後には經緯ともに唐糸を用ふるに至つて、織物原料として手擦糸の使用を廢し、（名古屋稅務監督局纂「管内織物解説」明治四十三年刊、四六―四七頁）、同じく布袋地方の綿木綿においても（前掲書六〇頁）、又葉栗郡の名古屋織においても、唐糸の使用によつて佳品を産出し販路を擴めた（「日本機織雜纂」七〇頁）。

又靜岡縣松坂地方の綿織物（「管内織物解説」七七頁）、岡山の小倉織（前掲「機織雜纂」七〇頁）、廣島の備後緋（前掲書七三頁）等も皆この例であつた。

明治に入つてからは、畿内の綿業地帯において、泉州木綿では、初年に「唐糸と稱する紡績綿糸の移入により、經糸に紡績綿糸を緯糸に手紡糸を使用したる半唐木綿」を製出し（「綿業」

第三卷第二號、大正十五年刊、四一頁）、大和木綿でも、「從來……原糸は悉く和糸を以てせしも明治八年の頃始めて半唐物を創め、次で九年丸唐物を、同十四年笠糸經緯（洋を經に笠糸を緯とす）を同十五年笠糸經緯（經緯共笠糸又丸唐と稱す）」を織出して廉價を博するに至つたが（「大和木綿同業組合沿革誌」

明治三十一年刊、六頁）、このような原糸の轉換によつて、手紡糸が驅逐され、手紡農民の分解が促進されると同時に、從來の農家の副業による手紡手織工程が切離されて、前述したような綿替制より出機制への推移が遂げられるのであつた。

また伊豫地方の今治木綿では、染色技術の關係から輸入紡績糸を使用しなかつたが、十七年頃より紡績糸染付の良法が發明されるに及んで、機械紡績糸を使用する綿織物に壓倒され産額の減退を見たが、二十年代に入つてから紡績糸（もつともこれは輸入綿糸でなくて國內紡績糸であつた）を採用するに至つて衰退を挽回することが出來た（「大阪商業史資料」卷三十一、「伊豫木綿」一七六―一八一頁）。そしてこの場合も、綿替制の賃織制への移行と結びついていた。

また知多木綿の場合は、「十四、五年よりして、（輸入「天竺糸」でなく）三河に産出する和製紡績糸、即ち通稱ガラ紡と稱するものを原料とし、手織糸と相類似したるものを製織せしにより、大いに世人の嗜好を得、かつ其價格の低廉なるを以て需要額に増加した（前掲「愛知縣史」第十篇、四三―四四頁）。こ

こでは、輸入綿糸の役割をガラ紡糸が果した譯であるが、この變革を契機として、前述した加工工程の細分化（糊付工程の分化）、織布工程における「パターン」機の採用、そして出機制への編替が遂げられるのであつた。

三河木綿の場合にも事情は略々同じであつた。すなわち、十四、五年頃からガラ紡糸の使用によつて、農家の婦女子による手紡工程が不用となり、他方では舊來の「地機子（手掛器具）」高機に變つて（やがてこれがチャンカラ機によつて代られる）織布生産力が倍増し、十六年頃には、生産行程は糊入・仕立・織立ちのそれぞれに分化し、出機制がとられるに至つた（前掲書四一頁）。

かくして、これらの綿機業地では、既に原糸部面の變革を契機として、生産形態の轉換（綿替制より出機制へ）を遂げつた。第三節では、我々は、この轉換を殖産政策による織機の改良、輸入織機の導入の結果であると考へてきた。しかしこの考へは、今や修正されなければならない。

殖産政策による織機の改良は、たしかにこの轉換を促進したかも知れない。けれどもそれは轉換の唯一最大の契機ではなかつた。主要な契機は、織布工程それ自體においてでなく、寧ろ原料（原糸）の部面から、主として輸入綿糸とガラ紡糸とによつて與えられた。そして織機の改革は、かかる變革を経た生産行程自體の技術的要求として、必然的に導き出されるものであ

つた。しかも、この轉換の舞臺となつた綿織業地は、正に我々が前節において、後進地奥州や新興地北陸に對置した先進地帯に屬していた。

従つて、ここに、先進機業地がパタンの普及において却つて遅れていたと云うパラドックスの意味が理解出来る。すなわち、この事實は、先進地帯の機業地が、殖産政策による「上からの」近代化(織機の改良)を必ずしも必要とせず、それ自らもかかる近代化への必然性を胎みつつあつたこと、いわばその生産段階の「低さ」ではなくして、その「高さ」を證明していたのであつた。このことは、北陸機業の發展が殖産政策(土族授産マニユファクチュアはこれの受入體制を意味した)なしにあり得なかつた事實と正に對蹠的な相違をなす。

かかる意味において、我々が前節の最後で、問題點の第一として指摘して置いた、このパラドックスは、そのまま、織物業における殖産政策と在來産業との矛盾の表現であつたと見る事が出来る。そしてこの矛盾が如何なる形態において存在したかは、この間の「時期」と在來産業(織物業)の「生産段階」の高さが明確にされることによつて判明する。

(B)

そこで、先づ十一年—十六年の全國織物産額の推移を「興業意見」卷十二の數字(價額)によつて見れば次表のようにな

[第9表] 全國織物産額推移

年次	産出額
明治11年	31,684,573
12	39,310,370
13	45,815,340
14	38,897,308
15	33,376,580
16	25,254,345

わかる。ところでこの時期(十年—十三年)は、政府不換紙幣の増發にもとづくいわゆる西南インフレーションの影響で、米價を始め諸物價の一般的騰貴をもたらした時期であつて、織物業もその例に漏れなかつた。

そこで、この價格騰貴の状況を一瞥するために、十一年—十六年の織物(縮緬及び白木綿各一反當り)相場指數を、同じ期間の米(一石當り)相場指數と對照して見ると次表の數字が得られる。

これらの表によれば、織物價格の動きは米のそれよりも小さいこと(十一年を基準として、騰貴率は最も高いところで、米が約九〇%であるのに對して、織物は縮緬、白木綿ともに六〇%以下)、又織物の價格騰貴のピークが寧ろ十三年を過ぎたところであらわれていること、従つて第九表における十三年のピークは、必ずしも價格の騰貴によつて吸収されてしまふ性質

[第10表] 織物及び米各相場並に各指數比較

a 縮緬及び白木綿各一反當り

年次	縮 緬				白 木 綿			
	東京(長濱)		大阪(丹後)		東京(地廻り)		大阪(藝州)	
	價格	指數	價格	指數	價格	指數	價格	指數
明治11年	7.30	100	3.28	100	4.66	100	2.66	100
12	7.62	104	4.10	125	4.48	99	2.54	92
13	7.66	105	4.99	152	4.21	94	2.67	100
14	8.47	116	5.15	157	4.73	102	3.51	132
15	8.31	114	4.01	122	4.29	95	4.18	157
16	6.63	91	3.69	116	3.33	71	2.81	106

b 米商會所米1石當り

年次	東 京		大 阪		全國平均	
	價格	指數	價格	指數	價格	指數
明治11年	6.25	100	5.40	100	5.54	100
12	8.00	128	7.42	137	7.38	131
13	10.52	168	10.83	191	9.61	173
14	10.51	168	9.50	176	9.28	168
15	8.85	142	7.71	143	7.67	138
16	6.45	103	6.30	117	5.95	107

a 「第二次農商務統計書」の「米一石ノ價ニ對スル物價ノ割合」の項とbの數字より算出。
b 「第十帝國統計年鑑」より。

のものでないことがわかる。

更に他方で、いわゆる先進機業地に屬する織物主要産地の二、三について見るに、縮織物では大阪府や愛知縣の場合(第一

明治初年における殖産政策と在來産業

つた。例えば、明治十五年度の農商務省「商況年報」によれば、桐生では、十年頃から各地方の需要が多くなり、殊に奥羽、北海

一表参照)、絹織物では群馬縣(桐生)や京都府(西陣)の場合、いづれもこの期間の織物價格の上昇は同時に産額の上昇を伴つていた。かくして我々は、在來織物業が既に十年代前半期において一般的好況を迎えていたことを推知し得る。そしてこの好況の、基盤には、前述したように、先進機業地帯を主たる舞臺として、上からの殖産政策とは別箇に、下からの近代化を推進めようとする、在來産業自體の發展方向が存在した。

しかもこうした生産の上昇は、他方にこれを消化する市場の擴大なしには不可能であ

〔第11表〕 大阪府及び愛知縣の綿布生産高及び價額

年次	大阪府		愛知縣	
	生産高	同價額	生産高	同價額
明治11年	1,623,481	675,474	2,424,117	1,138,307
12	4,255,267	1,026,758	2,420,779	1,373,028
13	5,752,364	1,315,150	2,324,573	2,052,209
14	5,895,995	1,988,465	2,701,307	1,884,911
15	5,329,983	1,035,848	2,978,900	1,717,247
16	5,989,095	1,634,533	2,243,048	1,026,062

大阪府については「大阪府誌」第二卷 28~29頁。

愛知縣については「興業意見」卷十二。

(「明治前期財政經濟史料集成」第19卷84頁)

道、西國等の邊境地方の綿南部織(經糸を生糸、緯糸を木綿で織つたもの)、綿帶地等に對する需要が増加して、十三年頃には各地の需要に應じきれぬ程となり、そのため織賃も倍増を遂げ、綿南部織の織高も増加して一ヶ年の全織高の三分の一を占めるに至つた。

又青森地方の需要品の主なるものは、伸織(古着木綿の切れ

の騰貴率を上廻る程の米價騰貴による、農民所得の増大であつたことは言う迄もない。

ところで、以上のような在來織物業の繁榮期であつた明治十年代前半期と云へば、政府の殖産政策は未だその緒にいたばかりであつて、國內市場は依然として輸入綿糸布の支配下に置かれており、機械製綿糸は未だ在來の手紡糸との競争に忙殺されてゐる時期であつた。従つて、この時期における、在來織物業の繁榮の基礎をなした原糸部面の變革は、一部の例外を除けば、専ら輸入綿糸及びガラ紡糸(これらは、殖産政策の第一系列から見れば、いづれも、機械紡績業によつて驅逐されねばならないものであつた)の擔當するところであつた。在來織物業は、かくして殖産政策の第二の系列(織物業の上からの近代化)ばかりでなく、第一の系列(機械紡績業の形成)をも排除することが出来た。

ここで我々は、殖産政策と在來産業との矛盾が、紡績業及び織物業の兩部門に亘る全面的な對抗關係として現象したことを改めて確認することが出来る。

しかも、この十年代前半期の繁榮が、今見たように、農村大衆市場の全國的統一と云う條件を伴つていたことは、在來産業が織物業の部門において、その生産過程の内部的諸條件(原糸部面の變革を契機とする、生産形態の綿替制より出機制への轉換、織機の改革の可能性の創出)ばかりでなく、その市場條件

明治初年における殖産政策と在來産業

切れ)、木綿古着、手坂木綿(紺染紅染黃染綿類等を混ぜて一箇としたもの)、その他鹽、綿、紙、煙草、砂糖等で、中でも木綿類の需要は殊に大きく、當地への輸入高が増大して價格が騰貴してもよく捌け、大物商などは東京へ直仕入をなすに至つた。

あるいは、「東京經濟雜誌」明治十二年二月二十五日號の傳えるところでは、當時駿河の三井銀行で、仙臺、青森、弘前等へ向けて組まれる荷爲替の額が毎日一萬圓内外もあり、この荷物の内容は、多く子供のチャンチャン、ヨダレ掛けの如き粗末なものであつた。

又「十八年岩手縣勸業統計書」によれば、十五年における岩手縣の總輸入額の内、衣料品はその約六〇%を占め、衣料品の大部分は木綿古着類であつた(前掲「明治染色經濟史」三六一三七頁)。

このように、在來織物業の好況の前提をなした市場の擴大が、先進機業地(前の例では桐生)の生産物の、後進地乃至邊境地帯へ向つての流通の増大(この後進市場の擴大と云う事實こそ重要な指標となる)によつて、又主として大衆商品たる綿製品をもつて行われたことは、そこに、農村を背景とした國內市場(徳川封建期のそれとは質に異なる)の全國的統一が可能となつたことを示すものである。かかる農村市場の擴大、農村購買力の増大をもたらしたものが、農民の購入品たる織物價格

(近代的な意味での國內市場の形成、統一)からしても、最早小營業段階を揚棄し得る高さに到達してゐたことを示してゐると云つてよいであらう。

綿布の國內供給が、大工業なしに、しかも綿糸のそれより一足先に實現した(第三節第八表参照)のも、かかる在來織物業によつてであつた。在來産業なくして明治初年の日本を考へることが出来ないと言つたのも、その背後にこころした事實があつたからである。しかも、明治初年の日本を、こうして外國資本の侵略から護つたところの在來産業が、自らの發展の方向を、そのまま日本資本主義の形成に結びつけ得なかつたところに大きな問題がある。そしてこれは、先に解決した第一の問題に續いて第二の問題と關連してゐる。

次節では、いまままで述べて來たことを要約しつつ、この問題に簡単に觸れて結びに代へたいと思ふ。

(註1) 前掲「興業意見」卷十六によれば、桐生では、絹織物の産額は合計で、十一年の一、四二二、八二〇品から十二年の一、五七九、四八〇品に至つてトップをなし、以後十六年の一、〇七〇、四一六品へと漸減しており、その價額もそれぞれの年次について、四、三一七、八九一圓、五、一〇〇、〇六四圓、三、五二七、四二九圓となつてゐる(前掲「明治前期財政經濟史料集成」第十九卷三一三―四頁)。

又西陣では、紋織、生紋、羽二重、縞子、縮緬、博多、天鷲織、木綿各部門の産額合計で、十一年には二、五八二、六七〇品、十三年には二、七二七、一三五品でトツプをなし、以後漸次減少して、十六年には一、七一、七一八品となつており、價格もそれぞれ、七、四三三、〇九〇圓、一〇、〇二四、一二五圓、三、六七三、八七五圓となつてゐる(前掲書二頁)。

こうした傾向は、多少の時間的なズレはあるが、他の織物産地についても大體買かれてゐることが「興業意見」に示されてゐる。

(註2) 十年前前半と云う時期においては、殖産政策の目標たるバツタンの普及は未だ問題にならず、従つてこの時期の在來織物業の繁榮が、専ら輸入綿糸と舊來の織布技術(居坐機乃至高機)とによつて迎へられたことは略々間違ない。けれどもこの舊來の織布技術をもつてバツタン(原生的機械)に對抗する、マニユファクチュア(段階)の手工技術と見ることには賛成し難い(前掲「明治染色經濟史」一九六頁)。マニユファクチュア技術を必ずしも嚴密な手工技術に限る必要はないと思ふ。在來織物業はマニユファクチュアでなく小營業の最高の段階においてこの繁榮を迎えたと見る方が現實的ではなからうか。(註5参照)

(註8) 「東京經濟雜誌」十五年六月二十四日號によれば、明治九年頃米價石當り四圓五十錢の時の全國米産額を約三千万石として、農家所得は年一億三千五百萬圓であつたものが、十二年―十三年の農家販出米價を平均九圓とすれば、約その二倍二億七千萬圓に達すると云われた。

(註4) この時期から國內産の紡績糸を原糸に使用してゐた機業地の例はあまりないようであるが、福岡縣の久留米緋はこの例の典型とされている。「内外工業新報」第五九號、明治十二年九月六日によれば、既に十三年頃緋紡績所の製品を獨占して生産形態のマニユファクチュア化が試みられたと云うが、絹川雲峰氏「玉島紡績所」、「綿業時報」第三卷第四號、昭和十年四月五七頁によれば、同じ原糸に玉島紡績所の製品を使用することが十七年頃から計畫されたことになつてゐる。

(註5) 服部之總氏の「嚴マニユ時代説」からすれば、十年前前半期の在來織物業の繁榮も、これと殖産政策との對抗関係も當然マニユファクチュア段階における問題となる(「明治染色經濟史」一八二―一八三、一九六頁)。そして、十四年に始まる原落を契機とするバツタンの採用は「原生的産業革命」の進行期(轉換期)によつて嚴マニユ時代と大工業時代とが媒介されるのであつた(服部・信夫共著「日本マニユファクチュア史論」序文三頁以

下)。従つて服部氏の場合、發展段階は要するに、小營業―マニユファクチュア(轉換期)―大工業と云う一本の系列で示される(ここでは「二つの道」は見失われてしまふ)。これに對して堀江氏の「幕末小營業段階説」は、單に服部説を一段階ずらしたと云うに止まらず、「二つの道」の明確な意識の下に發展段階の問題が考えられてゐると思ふ。

無論、「段階」に如何なる名稱をつけるかが問題なのではない。只、一國を擧げて先進資本主義のための半植民地市場と化しつつある時、在來産業が、上からの殖産政策に先立つて、それから獨立を部分的に實現し(綿布の自給)、國民經濟の近代的編制替を準備し得たこと(生産形態の維持、國內市場の統一)の意義が問題なのである。例えば、綿替制から出機制への轉換も、單に生産形態の問題としてでなくこうした廣い視野から評價されるべきものと思ふ。

五

冒題において述べたように、工業における資本主義的發展は、その西歐的古典的形態においては、小營業―マニユファクチュア―大工業と云う三つの段階の繼起によつて、一すぢの経路に行われた。それは、構造的には、ブルジョア革

明治初年における殖産政策と在來産業

命の完遂、資本主義の「下からの道」の勝利を意味していた。

しかるに、わが日本においては、本來ならば、産業ブルジョアによつて打倒される筈の絶対主義権力が、外國資本の壓力に對抗して、マニユファクチュアでなく大工業技術を輸入移植し、これを武器として「上からの」資本主義を強力に推進めたため、この殖産政策による大工業と、在來産業の經濟段階たる小營業(「下からの」資本主義を代表した)とが、構造的な對抗關係に立ち、この關係が、紡績業と機物業とは異つた形態で展開したのであつた。

すなわち、紡績業では、在來綿業の中から、例えばガラ紡のように、部分的にはマニユファクチュアへの發展方向をもつものがあらわれていたと云え、結局は、前者によつて驅逐される過程において、絶望的な抵抗を試みたに過ぎなかつたが、織物業の場合には、一方における殖産政策の危機と、他方における在來産業の、十年前前半期の繁榮と云う對立關係として表現された。

ところで、この對抗關係の形成に媒介的役割を果したものは、主として輸入綿糸であつた。この輸入綿糸を原糸に使用することによつて、上からの近代化に對して下からの近代化の可能性を生み出し得たのは、かかる外的契機を自己の發展的要因に轉化し得るだけの、在來綿業(織物業)の生産段階の高さによるものであつたこと、既に述べた通りである。

けれども、この外的契機が、先進資本主義の大工業商品によつて與えられたこと、言い換えれば、發展のための條件として、原糸部面の「大工業化」が必要であつたと云ふことは、この大工業化が、輸入綿糸でなく國內紡績糸（紡績資本）によつて行われても、在來織物業にとつては、同じ條件が與えられることを意味した。そして、この國內綿糸市場における、外國資本と國內紡績資本との入れ代りは、第三節Bで考察したように、二十年——三十年の紡績業の確立期において決定的となる。

この變化は、在來織物業から見れば、やはり原糸部面の大工業化であることに相違はなかつた。そして、この前提の上に、在來織物業は、十三年の繁榮に續く十四年以降の原蓄進行期を経て、特異な分解と再編制の結果、二十年——三十年頃には、廣汎な資本制家内労働を殘存せしめながらも、その頂點にマニユファクチュアを形成せしめるまでに成長した。すなわち、在來織物業だけについて見れば、それは小營業よりマニユファクチュアへの推轉であつた。

けれども、全體の構造、段階の上では、もつと大きな飛躍がなされつゝあつた。それは、紡績業の確立とともに日本資本主義が大工業時代に入つたことである。

十年代において在來産業（織物業）が、輸入綿糸を基礎として、殖産政策に對して下からの發展を遂げつゝあつた時、日本

經濟全體の生産段階を代表したものは在來産業自身に外ならなかつた。しかし今やヘゲモニーは、彼等の手から新興紡績資本（大工業）の手に移行した。在來産業の發展は、この産業資本に對抗することではなく、これと緊密な結合關係に立つこと（これは支配從屬の關係である——原糸部面の依存）の上のみ約束された。在來産業に開かれた道は、最早資本主義の下からの道の闘いではなくして、いわば「殘存のための闘い」（牛尾眞造「中小企業論」であつた）^(註1)である。

在來産業（織物業）のマニユファクチュアへの生産旋回の時期と、産業資本（紡績業）の確立の時期とが一致していたと云ふこと（前に指摘した第二の問題）は、こうした内容をもつていたのである。

在來産業の日本資本主義に占める特異な地位——これは「中小企業論」の解明すべき課題であるが、その歴史的な根據の一つは、在來産業自體の内部的制約もさることながら、それが明治初年の日本を、先進資本主義に對して防衛し得る程に成熟しておりながら、未だマニユファクチュア段階へ入らぬうちに、上からの資本主義が、前期的資本ならぬ近代の産業資本（大工業）として形成され、これが在來産業を壓倒し、その發展方向を歪曲化したと云う、産業資本形成過程の特殊性にあつたことは疑いない。しかしこの問題は、最早明治初年の段階を越えた問題となるので、ひとまずここで筆を擱くことにする。

(註1) 堀江氏はかつてこの過程を「上から」の資本主義が大工業段階に入り「下から」の資本主義がマニユファクチュア段階に入ると云う、いわゆる「二段階同時滑り込み」の過程として把握された（同氏「日本のマニユファクチュア問題」九二—九三頁）が、ここでは、資本主義の古典的な「二つの道」をもつてしては最早理解し得ない新しい關係が形成されつゝあることを問題なのである。

例えば、第二節で述べたように、ガラ紡は紡績資本によつて綿糸市場より驅逐されたが、後に紡績工場の落綿を原料として（原料部面における紡績資本への依存）、紡績糸と競争關係に立たない特殊の分野に製品の種類を限定することによつて、すなわち低廉な粗布のための原料糸を紡出するに至つて、僅かにその衰滅を免れたのであつた（前掲「三河水車紡績業ニ關スル調査」九頁）。ガラ紡の更正と云われている、かかる轉換は、産業資本の支配下における在來産業の殘存形態の見本と言えよう。

織物業の場合には、この典型は前に觸れた久留米綿の例に見出される（前掲「日本マニユファクチュア史論」後篇参照）。

(附記) 以上は、幾度か引用された諸家の文献により、又過去の論争の有力な擔い手であつた諸氏の見解に従つて、明治

初年の經濟過程の一齣を整理して見たものに過ぎない。しかも、一つの問題が片附かぬうちに、又次の問題へ移つてしまつたと云う觀がなくもない。その意味では、ここで提起した問題の範圍内で解決すべき多くのものが残つてゐる。しかし同時に、分析の視角がかかる經濟的なきも限られた一側面に限定される限り、問題點がここで述べたような推移を遂げざるを得なかつたとも言えると思ふ。「二つの道」の闘いの移行は、在來産業に負わされた經濟的な宿命であつたのかも知れない。けれども、實は、殖産政策と在來産業との闘いが、世界史的な規模において、すぐれて政治史的な闘いにまで高められるのでなければ、明治初年のほんとうの意味は理解出来ないのである。その點で、初年における日本の半植民地化の危機を救つたものが、殖産政策ではなくして在來産業（民族産業と言つてもよいであろう）であつたと云ふ事實は見直されてよいと思ふのであるが、どの點の立入つた考察は別の機會に譲らねばならない。